

産業生活常任委員会

(平成30年8月7日)

○ 樋口龍馬委員長

それでは産業生活常任委員会の開会をいたしたいと思います。

本日は、まず休会中の所管事務調査としまして、犯罪被害者支援についてを取り扱います。所管事務調査終了後、7月の5日に開催されました議会報告会でいただいたご意見等について確認と整理をお願いしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、休会中の所管事務調査といたしまして、犯罪被害者支援について取り扱ってまいります。

前回の産業生活常任委員会の中で、委員の皆様からさまざまなご意見をいただいた中からの取り上げとなっておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、先般の視察、お疲れさまでございました。その中で、明石の市長から直接レクチャーを受けるというような機会もいただいております。さまざまな気づき、学びもあったかと思っておりますので、それらの点も踏まえて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山下市民文化部長

おはようございます。市民文化部長の山下でございます。

本日は、所管事務調査といたしまして、犯罪被害者等に向けた支援についてということで調査項目をいただいております。

これまで、私どもにつきましては、市民協働安全課のほうで総合的な窓口となって、市役所で行うさまざまな手続につきまして、庁内関係部局と連携を図りまして、被害者等の方々がワンストップで手続を進められるような支援を行ってまいったところではございます。

しかしながら、明石市など他都市におきましては、条例等を制定いたしまして見舞金や支援金などの経済的な支援などを行っている一方で、三重県のほうも条例制定の方向を示しているところでございます。

こういったことを受けまして、私どもといたしましては、三重県の動向を注視いたしま

して、当所管事務調査でのご意見を賜り、犯罪被害者の方々に対して、本市としてさらにはどのような取り組みが必要であるか考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

なお、本日、委員会開会に当たりまして、傍聴者の方、インターンの方が3名と藤田議員が委員外議員で参加をしていただいております。

また、日置委員におかれましては、少し遅刻をされるということで連絡を受けておりますので、そのあたりもご承知おきください。

インターネットの中継がなされておりますので、そちらのほうもよろしくお願いをいたします。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

おはようございます。市民協働安全課、中根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

所管事務調査として紹介いただいております犯罪被害者等に向けた支援についてご説明を申し上げます。

タブレットにつきましては、04産業生活常任委員会、12平成30年8月7日、0101市民文化部所管事務調査資料1で行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、3ページから説明をさせていただきます。

まず、3ページの1、犯罪被害者等基本法成立の経緯についてでございます。

これにつきましては、犯罪被害者補償制度の確立の必要性が叫ばれ、犯罪被害者等給付金支援法が昭和55年に制定され、その後、平成7年の地下鉄サリン事件などを契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されたことに伴い、支援の拡充を求める社会的な機運が高まり、平成13年7月、支給対象の拡大などを中心とした法改正がなされました。

さらに、犯罪被害者が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利、利益の保護を図るべく、平成16年12月、議員立法にて犯罪被害者等基本法が制定されてお

ます。

次に、2でございますが、犯罪被害者等基本法における自治体の責務についてでございます。

犯罪被害者等基本法の目的といたしましては、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等の権利、利益を保護することであるとされております。

(1) 基本理念でございますが、第3条におきまして、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すると定義され、犯罪被害者等のための施策は、被害の状況、原因、その他事情に応じて適切に講ぜられるものとする、被害後、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援等を途切れなく受けることができるよう講ぜられるものとする明記されております。

さらに、国及び自治体の責務といたしましては、(2)、(3)に記載しておりますが、第4条に国の責務、第5条に地方自治体の責務が定められており、国は基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し実施する責務を有するとされており、地方自治体は支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされております。

次に、3の犯罪被害者等支援条例の制定状況についてでございます。

犯罪被害者等基本法を受け、犯罪被害者等支援条例などを制定している都道府県及び市区町村の状況でございます。

1ページおめくりいただきますと、4ページの上段に都道府県、下段に市区町村を記載してございます。

都道府県におきましては、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定しているところが14団体、安心なまちづくり条例等に犯罪被害者等の支援の項目を盛り込んだ条例を制定しているところが17団体、条例未制定のところが16団体となっておりまして、三重県においては未制定というところがございます。

また、市区町村におきましては、436団体が制定されておりまして、制定割合は25.3%となっております。

続きまして、4の犯罪被害における給付制度と条例における支援内容についての記載でございます。

不幸にも犯罪被害に遭った場合、被害者等は国が定める犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、給付制度を活用することができます。

(1)の表につきましては、給付概要を記載してございます。左から、①被害者が死亡したときの遺族給付金、②重大な負傷または疾病を受けた場合の重傷病給付金、③障害が残った場合の障害給付金となっております。

国が定める給付金につきましては、主にこの3項目であるため、犯罪被害者等支援条例を制定している地方自治体では国の制度を補完する支援を行っておりまして、5ページでございますが、(2)に記載しておりますように、①としまして、見舞金、貸付金、支援金などの経済的支援、ホームヘルプサービス、配食サービス、住居支援などの日常生活支援、その他の支援といたしまして、就労準備金、損害賠償の立てかえ支援金、裁判参加費用など、これらの支援を盛り込んだ内容となっております。

次に、5でございますが、三重県における犯罪被害者等支援についてでございます。

現在、三重県及び県内市町については、条例を制定している団体はございません。三重県においては、平成30年6月、平成25年8月に朝日町で発生した事件の被害者のお父さまが記者会見をされまして、知事宛てに手紙を送り、犯罪被害者への支援について条例制定を訴えられました。それを受け、知事は条例の制定について検討すると答えられ、その後、7月31日に犯罪被害者等の支援について条例検討懇話会が開催され、今年度内に条例を制定する方針を示したとの報道がありました。

県の担当課であります環境生活部くらし・交通安全課に確認をいたしましたところ、検討懇話会の委員は被害者遺族や大学教授、弁護士等の5人で構成されており、今後、数回の検討懇話会を開催する予定であること、また、報道のとおり、条例制定の準備を進めており、8月下旬に条例制定に向けた方向性を発表する予定と聞いておるところでございます。

5ページ下段の表でございますが、参考といたしまして、三重県における重大犯罪発生件数を記載してございます。

平成29年1月から12月の状況でございますが、殺人につきましては、県全体で9件、うち北勢で4件、全て四日市市3署管内の事件でございます。強盗につきましては、県内で15件、うち北勢で4件、内訳としましては、四日市3署管内3件、桑名署管内1件となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

6 といたしまして、本市における犯罪被害者等支援についてでございます。

殺人等重大犯罪が発生した場合、捜査段階におきまして、県警の犯罪被害者支援室及び三重県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定されております公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターが必要に応じまして自宅の訪問や裁判所や病院、警察などへの付き添いやカウンセリング、法律相談等の直接的な支援を行います。

本市におきましては、これらの関係機関と連携して、必要な手続の把握、関係機関、庁内各課との調整や各種制度について案内を行っておるところでございます。具体には、市民協働安全課が必要なサポートを行うための窓口となり、住基や戸籍、保険年金、福祉、住宅等、相談内容に応じた庁内関係課との連携を図り、ワンストップで手続を進められるよう支援を行っております。

また、市や教育委員会が直接実施、もしくは他団体へ委託をしている取り組みにつきまして、犯罪被害者等支援関連事業一覧という冊子を作成し、関係する各課に配付しております。この冊子の内容につきましては、参考資料といたしまして、別途0102市民文化部の所管事務資料2というところにフォルダ配信させていただいております。

その他といたしましては、犯罪被害者等を取り巻く環境や心情について理解を深めることを目的に、犯罪被害者家族による当事者の思いや社会全体で支える仕組みの重要性についてお話しいただく一般市民及び職員向け講演会の開催や、県警主催の犯罪被害者支援を考える集いに参加し、支援に係る情報収集を行っております。

次に、7でございますが、犯罪被害者等の生活上の課題についてでございます。

実際、犯罪被害に遭われた方は数多くの困難な問題、課題に直面をされます。代表的な問題といたしましては、精神的、肉体的な問題、収入や転居、一時避難、あるいは医療費、裁判費用などの経済上の問題、マスコミなどの取材や質問、窓口対応時での二次的被害など、周囲との問題というものがございます。

次に、8の今後の取り組み方針でございます。

犯罪被害者等がさきに記載しました生活上直面するさまざまな課題について、当事者の意見等を参考に、さらに実態把握を行い、三重県や他市町における犯罪被害者等支援条例制定に向けた動向を注視しつつ、犯罪被害に遭われた方に対してどのような支援が有効であるか、引き続き調査研究を進めていきたいと考えておるところでございます。

7ページにつきましては、犯罪被害について、広報よっかいちに掲載いたしました平成28年7月と平成30年8月の記事の内容でございます。

最後でございますが、8ページにつきましては、一部ではございますが、他市における条例制定状況と支援内容の比較を記載したものでございます。

雑駁ですが、私からの説明は以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

ご説明はお聞き及びのとおりでございます。

では、質疑がございます方、挙手にて発言をお願いいたします。

中川委員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員

資料、ありがとうございました。

まず、犯罪被害者等基本法の明記をされていて、基本理念にのっとりって地方公共団体の責務というのが第5条で規定されていますよと。基本理念にのっとり、犯罪被害者等に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び、実施をする責務を有するというふうになっているんですけど——先ほど総合窓口というか、窓口対応はしていますよということで報告を受けているんですけども——今現状としては、他市の動向とか県の動向を注視しつつ、さらに調査検討を進めていくということで、取り組み方針として示していただきましたけれども、ここの第5条を踏まえて、本市ないしは地方自治体、特に市の責務としてはどういうふうに考えておられるのか、現状でまず、もうそれでいいって思われているのか、調査研究を進めていくというのは、何の調査研究を進めていくのか、本来の責務というところのどういうことが責務だというふうに、地方公共団体の責務、この法律にのっとりた責務は何だということを認識されているのかお聞かせ願いますでしょうか。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

地方自治体の責務というところでございますが、いろんな制度設計とか多種多様な支援をされている市町もありまして、そこらの考え方もありますが、ベースとしては、犯罪被害者というのは被害者だけの問題だけではなくて、いつ、誰もが被害者になり得るところで、安心して暮らしていけるセーフティネットというところの考えをベースに考えていくべきということを私は思っております。

それから、何を調査するのかというところでございますが、支援内容については、先ほど、基本である誰もが安心して暮らせるというのは、どこにおいても安心して暮らせるというところがございますので、ある程度のどこであっても基本的な支援が受けられるというようなところで、どこまでが市としてすべきものか、国、県がどこまでの範囲を支援して、市町としては、余り重なった支援をしても無駄かと思っておりますので、その辺を精査していきたいという意味で研究をしてまいりたいと記載してございます。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

日置委員が会議に参加されました。

中川委員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員

この間、明石市の市長——先ほど委員長からもありましたけれども——冒頭に言っておられたのが、これは過去の被害者の方の支援ではなくて、これから対象は市民全員、全市民が対象ですと。さっきもセーフティーネットっておっしゃいましたけど、まさしくセーフティーネットで、僕は、例えば明石市とか、先ほど、条例を制定しておられている市町村での取り組みであったりとか内容を見ると、やっぱりこれは保険的な内容で、必ずしも予算を計上しても、予算の執行率ゼロは、本当に市民の幸せにとってはそれ以上のものはないわけで、でも、何かあったときにそれが有効にするという、まさしく保険的な施策だなと思うと、まさしく本当にセーフティーネットで、なおかつ、明石市長が言っておられたのは、これはもうまちづくりやと、誰人も置き去りにしないというところの——別に犯罪被害者だけに特化したわけではないですけどというような——まちづくりの取り組みとしては必要不可欠な施策ですという趣旨で言っておられたのかなと私自身は理解をしておるんですけど。

それであるなら、セーフティーネットであると本市も考えておられるのであるならば、今現状の窓口の対応だけということ実務の上で事足りているのか、いやいや、実務をしていて、こういう支援があればなお寄り添っていけたりとか、被害者の方に適応した支援というのができないかどうかというところの部分はどうなんですかね。セーフティーネットとおっしゃるんだったら、今のままでセーフティーネットとして十分機能しているのか、

いやいや、この部分があればもう少しセーフティーネットとして機能できるのか。先ほどの特に給付制度を補完するような経済的な支援というところの報告もあったとおり、その辺が本市にはないというところでどうなのかなと、お考えとしてはどうなのかな。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

セーフティーネットというお話なんですけど、実際に犯罪被害者の方の生の声をお聞きすると、私たちが机の上でいろんな本を見ておっても、そんな苦勞もあるんだという切実としたいろんな諸課題というものをお聞きするところがあります。そういった中で、他市町の支援を見ていても、現状において、警察の支援室というところと支援センターというところも2カ所ありまして——そこでは病院の付き添いとか、あるいはカウンセリングとか、いろんな制度もあるんですが——その辺の周知というのも市として本来もっとさせていたかなあかんというところも思っておるところなんですけど、ただ、セーフティーネットとしてどこまでを支援するかというのにつきましては——ちょっと繰り返しになるかわかりませんが——国の役割とか支援室の役割、それから、総合支援センターの役割、いろんなところがあって、そこらの関連性を含めた中で、市としてどこまでの支援の制度を確立していくのか、この辺については、もう少し精査をさせていただきたいと思っておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

本市とか三重県も毎年被害者支援団体であったりとか、被害者、当事者の方であったりとか、みえ犯罪被害者総合支援センターの方とか、さまざまな方が来ていただいたりとか主催されたりとか、シンポジウムなり講演会なりとかというのは開催していただいていますよね。私も何回か参加をさせていただいてお話を断片的に聞く中で、例えば犯罪被害者が、自宅が現場になった場合に、現場に警察が来て現場検証をして、きれいに血のりとかというのを片づけて帰っていただくというわけではなくて、現場検証でキープアウトした後に、終われば、じゃ、もう自分たちで片づけてくださいという形で帰られると。それは交通事故でも一緒ですね、交通事故でいろんなものをばらまいたり、ガラスの破片とかというのも、実際は自分で掃除をしなければいけないというふうになっていますので、犯罪被害者の現場もそういうふうになっているという形で、これって物すごい切ないというのが僕の想像の中ではすごく端的に想像できる話で、自宅がそんな状態に入って、それを

一つ一つ自分で片づけるなんていうことは想像を絶することですし、じゃ、クリーニング会社をお願いするとなったら、それ相当の経済的な負担もしなきゃいけないって、被害者がこれも負担するのかという感情的なものもあるし、それって物すごく切ないなと思うと。

例えば自然災害——自然災害も大変なんですけど——自然災害には今現在も災害見舞金というの、実際、金額の大小はあるにしても制度としてはありますよね。自然災害にはそういった見舞金があるのに、そういう理不尽の極致の犯罪被害に対しては何もそういったところがないというところは、僕はこれ、どうなのかなということだと思います。給付制度があるじゃないかって、給付制度ってどれぐらいで給付されるのかというのはどうなんですか。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

委員がおっしゃられた不幸にも犯罪があって、現場検証等が進んで、その後、じゃ、このまま住んでくださいと言ってもそうはいかんというところがありまして、先ほど市区町村の条例の設置というところで、436市区町村で25.3%というお話をさせていただいたかと思いますが、この中で——資料に記載せずに申しわけございません——見舞金的な、先ほど、当面のお金というか、自然災害のときの見舞金があるように犯罪の見舞金を出しているというところは、白書によりますと197件というふうで記載をされておったと思います。そういった中で、まずその住宅、当面のお金というところで見舞金というのは197件というところで、この辺については、国の給付というのが遺族給付金とか重傷病とか亡くなったご病気、あるいは障害を持った場合の後の生活というところであって、当面の生活の支援という制度がないように思っておりますので、この辺については、特に支援メニューを、条例を制定して、どこまでの支援をしていくかという中では——まずもって第一というとおかしいんですけども——生活を考えますと、第一義的に制度設計をせなあかんところであるのかなというふうな考えを持っております。

○ 中川雅晶委員

私もそういう考えで、犯罪被害者給付制度というのは、どっちかという自賠責保険の損害賠償に準じたような形で適応されていて、今言ったようなハウスクリーニングとか二次的被害を回避するために一時的に住居を移したりとかするときにはなかなか当てられないですね。そういう意味においての経済支援とかというので——経済支援といっても、さ

つきいった見舞金もあれば貸付金もあって若干違うイメージがあるんですけど——やっぱり見舞金という制度が多いのかなと。それは、先ほども言ったように、災害見舞金があるのと同様に犯罪被害者の見舞金というのは、197自治体でそういうような制度を持たれているというところも少数かなと思うので、要は、犯罪被害者の見舞金制度、経済的支援をしようとなれば、これは条例制定をしていかなければならないというところが大半、多いのかなと思うと、やっぱりそういう意味においても、犯罪被害者支援条例というのは、私は必要ではないかなと思いますし、今の課長の答弁においても、そういう支援が必要というふうに認識されているのかなと思うと、そこは大変重要なところかなと思うので、その条例の制定の必要性というところは十分私も感じていますし、答弁の中でも感じておりました。じゃ、なぜそれがなかなか動かないのかというところが課題なのかなと思いますが、私ばかりしゃべってはいけないので、ほかの委員の方のご意見とかというのもぜひ聞きたいなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

それでは、他に質疑のございます方、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 竹野兼主委員

中川委員の話聞かせてもらっていて、改めて明石市の調査の部分のところを考えていたんですけど、とりあえずセーフティーネットやという意味合いのところでは条例が必要なんだなというふうに聞こえるんですけど、実際、条例を、例えば今、三重県が策定しようとしている部分のところを見て、それからつくろうと思っているのか、それとも、市独自でこれからしっかりと進めていこうと思っているのか、まずそのこの部分というのは、あくまで調査をするというだけであって、つくろうとしているのかどうかというのをもし聞かせていただけるなら、まずそこがないと議論の部分のところにはなかなか進まないんじゃないかなというふうに、中川委員との話の部分聞いていてちょっと感じたところなんです。

セーフティーネットという条例をつくることによって、さっき言った保険という意味合いをすると、四日市市民にとって、予算とかいろんな部分のところでは、払わなくてもいい状況があるのがベストという状況なので、明石の部分のところについては、予算をとるけれど、執行率は低ければ低いほどいいというような話も聞かせてもらいました。その中で、

犯罪被害に遭った部分のところでこういう条例があれば——例えば明石市のほうでもお話を聞かせてもらったんですけど、精神的に事故があったところに住みたくないよねというような状況があった場合、次、どこかに転居するような状況になった場合——そういう条例があるところがあれば何らかの形でサポートしてもらえるとという意味合いも含めて、そういう方たちを受け入れられる体制もつくれるのかなというふうにそのとき僕は思ったもので、今実際に市として、県はこうやってつくろうとしているけど、市の形での条例をつくろうとしているのかどうかだけ、答えられるんやったら、部長どうです、部長でないとかんのかなと思うんやけど。

○ 山下市民文化部長

今、県が確かに条例をつくろうとしています。その中身というのが非常に大事で、今、国が、県はこういう役割、市はこういう役割ということは決めていませんので、要するに、県がどんな条例をつくるかというのを十分見きわめないと、うちのほうはそれをもとに、その中に入れておるものをまた市に入れても仕方がございませんし、それと、もう一方は、県の役割で県がどこまで条例の中で役割を持ってくるかというのも——県ができてからという話ではなくて、当然連絡調整をしながら並行的に走っていくことにはなりますが——まず、市として県の条例を見て、市が条例をつくってやっていくべきなのか、それ以外、また給付関係だけであれば、逆に言うと、予算措置なんかでもできやんのかとか、そういったことも少し——正直、県、県と言って申しわけないですが——その辺を見きわめる中で、庁内でも、議員の皆様にもその意見をお聞きして、四日市としてはこういうところに力を入れていくべきだ、要するに、啓発を力を入れるべきということになるのか、そうではなくて、給付のほうにもっと重点を当てるべきやないかとか、その辺のことについて、もう少し議論をしたいなというふうに思っています。

○ 竹野兼主委員

そうやって思われる部分というのは、行政はそうやって考えるのは普通かなと思うんですけど、多分こうやって視察に行かせてもらった議会のメンバーからすると、いや、県の役目じゃないだろうと、やっぱり市民に寄り添うという意味合いの実は条例なのであって、一番市民に近い市がそういう意識を持った形で独自性のものをつくっていくのが本当は実は必要なのではないかというのを委員の多くの皆さんというか、全員と思っているんです

けど、そういう認識をして帰ってこられたかなというふうに実は思っています。そういう意味合いでいうと、行政の今の答弁は仕方のないことだと思うんですけど、ほかの皆さんのご意見も聞いていただく必要はあると思いますが、市独自で一刻も早く条例に向けた方向性をしっかりと打ち立てていただく必要があるのではないかなというふうな思いで少し意見を述べさせていただいて終わりたいと。何かありましたら。

○ 樋口龍馬委員長

コメントを求められました。

○ 山下市民文化部長

県の報道によりますと、8月の中旬、検討委員会をつくられて後半ぐらいにはその方向性を出すとおっしゃってみえますので、私どもはそれをこのままずっと放っておくというわけにもいきませんので、その情報収集をして、それと並行した形で詰めていきたいというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますか。

○ 小林博次委員

ちょっと考え方を聞かせてください。

犯罪被害者等と書いてあるんやけど、法律は。その「等」はどこまで入っているの。例えば、被害に遭った人、本人、それから、被害者の家族とか、その範疇はどこまで。考え方だけでいい、市の。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

これも実際の条例を制定するとなった場合に、どこまでを「等」に含めるかというのはあると思うんですが、今、基本法につきましては、犯罪被害者、被害の方ご本人さまと遺族とか、配偶者がいない場合は何親等までとかありますので、「等」をどこまで拡大というか、含めるかというのは、これからの議論で考え方をまとめていく必要があるかと思っております。

○ 小林博次委員

これからまとめていくということね。

何でこんな質問をしたかという、朝日町で殺された女の子の親友がおるんやけど、親族ではないわね。むちゃくちゃ精神的ショックで、この子のお母さんがおるんやけど、このお母さんもしょっちゅう遊びに来ておっいたらしくて、ショックでもう、最近やっと普通の状態に戻れてき始めたかなということがあるんやけど、犯罪被害というのは、例えば殺されたら、本人が死んだらそれで終わりなんやけど、それにかかわる人たち、精神的なケアだとか、そういうことも含めた対策、対応が本当は必要なのと違うかなと、こんなことを思って質問した。だから、何を考えて対応しておるのということが知りたかった。

以上。

○ 樋口龍馬委員長

コメントはありますか。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

小林委員がおっしゃられた犯罪被害というと、本人あるいは家族とか、血縁関係にある近い人だけというのが思われがちでございますが、今ご紹介にありましたように、周りの方というのも犯罪を起因として何らかの被害とか、いろんなことを思い、心の問題とか体調の問題がありますので、その辺も今後検討していく中で、心に置きながら検討してまいりたいと思っております。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますか。

小川委員、どうぞ。

○ 小川政人委員

加害者の家族も困っておる人がようけいおると思うんやけど、マスコミとか何かにみんな叩かれたくって、かなり苦痛を受けるんやけれども、そういう人たち、中には引っ越しを余儀なくされる人もおるんやわな。加害者は個人であって、家族全部が加害者ではない

ので、そこでいくと家族は被害者にも当たるのかなと思って、どうなるのやろうな。

○ 樋口龍馬委員長

まだ整理の途中ですので、現状の考え方でコメントがあれば。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

現状としましては、まず、ベースとしては、本当に被害に遭った方というのを、犯罪の被害者であるかどうかというのが被害届等が出ているかとか、犯罪によってお体がどうされたとか、どういう状況であったというところで、どこからの犯罪を対象にするかというのがまずあります。被害者側の範囲でどこまでを対象にするかというのもあります。それから、小川委員がおっしゃられました加害者の方についても——ちょっとデリケートな問題ですけども——加害者の関係者はみんな悪いというのじゃなしに、ご家族というか、親御さんは悪くないんだけど本人の責任というのもあるって、この辺、今の段階ではちょっと私、申しわけございません、発想になかったところがございますので、今後研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

小川委員、よろしいですか。

○ 小川政人委員

まだつくっておらへんのやで検討しようもない。

○ 樋口龍馬委員長

では、他にございますか。

○ 小林博次委員

捉えている範疇の犯罪というのはどんな種類なの、犯罪の種類、犯罪って無数にあるので。別に、今考えていなかったらまた考えて。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

犯罪の範囲というのが、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定するいわゆる刑法犯というところで、全てを入れているところもあります。凶悪犯も粗暴犯も窃盗犯も知能犯も全てを犯罪と定義しているところもございますし、凶悪犯に限るというところで犯罪の種類を特化しているところもあるように、申しわけございません、今資料がないんですけれども、そういうふうにご記憶しております。

○ 小林博次委員

四日市が考えている犯罪の被害の範疇、どんな犯罪なの。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

済みません、失礼しました。

現在については、ここまで考えているという明確なものはございません。

○ 樋口龍馬委員長

よろしかったですか。

他にご質問ございます方、挙手にて。

○ 豊田政典委員

視察は失礼いたしました。

6ページの資料の8番のところに二つ書いてあって、今後の四日市市の取り組み方針ですけど——この文章のとおりやってもらうのであればいいと思うんですけども——先ほどからの説明や答弁を聞いていると、三重県が条例を検討しているので、それ待ちだといふところがどうも強調されて聞こえてくるんですよ。そういうふうではなくて、質問しますと、8ページのところに各自治体のがあるんですけど、ここに載っているのは山形県、神奈川県、岐阜県、都道府県では三つしかなくて、これだけ見ると、都道府県の条例では支援制度が比較的手薄なのかなという気がします。ほかのところをもし把握していれば、都道府県がもっときめ細かい支援を定めているところがあるのかなのかとか、いやいや、この程度だとか、そういうのがわかればご紹介いただきたいなと思うんですけども。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

県の中で見舞金とか貸付金の制度を制定しているところにつきましては、山形県、神奈川県、岐阜県というところで把握しております。その他につきましては、見舞金等の給付と申しますか、金銭の給付的な支援というのは、県の中ではこの3県というところで把握しております。

○ 豊田政典委員

そうすると、4ページが一番上に、都道府県で14プラス17が関連条例が制定されているけれども——大半は理念的なものなのか、計画を定めているだけなのか、市町村に何か、よくわかりません——具体的な支援は定められていないのが大半だと。三重県がどうなるかわかりませんが、6ページにあるように最初の8番に戻りますけど、実態把握というのは本当にどうやってやるのかわかりませんが、やっていただきつつ、最後の8ページに先進的なのというか、きめ細かい自治体は自治体でいろんなことをやっている、それが四日市の判断としてどこまで必要なのか、やるべきなのかというのを、県条例を待たずして検討すべきだと私は思うんですよ。県条例が出てきて、県にあれば抜けばいいことだし、四日市判断として具体的な検討、支援内容を今からやる気があるのであれば、必要だと思うのであればやってもらいたいと思っておりますけど、その辺の考え方とか動きはどうなんでしょうか。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

部長の答弁、あるいは、私の答弁の中で、県を待つてというところでのお話に聞こえていると思うんですけれども、先ほどちょっと冒頭でお話しさせていただきました県の条例制定に向けた懇話会というのが数回行われるということで、聞き取りをしたというところでお話をさせていただいたんですが、その中で、市町の実務担当を入れた別途の協議会というか、意見交換会というか、そういうものも早々に開始する予定をしているというところも聞いておるところでございまして——私の口から今申し上げていいのかわかりませんが——原課としては、条例制定をするのであればどういう支援が必要なのかなという考え方は、県の方針が間もなく出るわけでございますけれども、それを待つてというのじゃなしに、今後、より研究調査を進めて、仮に制定するとすればどこまでの整理で、その支援をすることによってどういう問題があるのかとか、あわせて——この間からも勉強させて

いただいているわけですが——引き続き勉強していきたい、研究をしていきたいとおっしゃるところでございます。

○ 豊田政典委員

県の動きの話をされて、よく理解できませんでしたが、言いたいことは先ほど述べたとおりなので、一度検討いただきたいなと申し上げておきます。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

多くは県がつくる条例、県の役割と市の役割って大体もう明確になってきているんだと僕は思うんです。確かに県が見舞金や立てかえ金制度を持っているところも若干3県ぐらいありますけど、ほとんどはなかなかそうじゃない。見舞金も、市が条例をつくってするのであれば助成しますよとか、いろんなパターンがあると思うんですけども、その部分と、それから、きょうも最後の支援に係る条例等の制定状況のどのような内容が入っているかという、やっぱり福祉に関することであったりとか、要は、精神的なもののサポートをしたりとか、もともと市が既に既存でやっているようなものを犯罪被害者等に対しても適用できるような形で項目として挙がっているところが市の部分で、これはもう県にできないので、既に市がやるという、市の責任、責務のところであったりとかという部分はもう既に大体明らかになっているので、——今さらそんなに、細部のところは確定していくというか、部分はあるとは思いますが——大まかに県の役割と市の役割というのはもう、僕はあると思うんですけど。だから、先ほどから県の動き、確かに県が見舞金を出さか出さないかという部分はあるかもしれないですが、出していただくのであれば、それは後で適用すればいい話なので。僕は、三重県はその可能性は少し低いのかなと思うので、独自に経済的支援も盛り込んでいく、生活支援サービスも盛り込んでいく、精神的なケアも盛り込んでいくというところが重点的になってくるのかなと思うんですけど、その辺はどうですかね。今からそんなことを、市の役割というのを細部に渡って細かく検討しなきゃ、県の方針が出なければ一歩も動けないというような状況では、全国的な動きを見たらそうじゃないと思うんですけど。

○ 山下市民文化部長

三重県の条例、条例ということではなくて、四日市の条例をつくる、逆に条例をつくらなくてもできることもあるのかなど。要するに、給付関係なんかは、要綱なんかで議会でお認めいただければ、それはそれで出していけるのかなというようにところも少し研究をしないとイケないということとか、その辺の何を中心に置くか、給付の、明石市みたいに立てかえ金とか、ああいうところまでいくと相当の条例で縛っていないとなかなかできやんかわかりませんが、例えば見舞金とか、その話になれば、それだけの条例というわけにはいきませんから、全体でその条例の理念とか、どこまで犯罪被害者の方を支援、四日市としての条例で支援をしていくのかということをしごく議論させていただかなあかんというようにことがございまして、その辺については、三重県は大筋そういった、例えば住民の方の役割とか、あと、企業さんなんかの、ある意味、犯罪被害に遭われた方への会社での対応とか、いろんな二次被害とか、その辺のことの禁止というか、そういうことの抑制というようなことも含めて図れるというようなことの条例になるのか——その辺もちょっと見きわめたいというのは、そういうところは当然、県が発表してからうちが動き出すって、そんなことはございませんが、当然水面下の中でそうした議論は調整させていただきたいというふうに思っていますが——そのことが今全くない中で、給付のみのどうこうという話を議論させていただくのは少し、今回の所管事務調査で委員の皆さんの意見を聞いて、もっとこんな部分を入れるべきやないか、この部分をやるべきやないかということをお聞かせいただいで、うちのほうも検討していきたいなというふうに、今回はそういう立場で臨みましたものですから、私どもがこういうのをやりたいのでという協議会的な発想ではなくて、少しご意見をいただければありがたいなというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員長

委員長の主観に基づくんですけども、条例制定をかけていこうとなるとパブリックコメントも集めてくるわけで、より市民の声を反映したような支援の体制づくりというふうに考えると、給付であったり予算措置を伴うような政策にかかわる部分以外についても、市民を巻き込んだ形で議論ができる、そういう材料が今、犯罪支援については、四日市市、なかなか持ち合わせていない中で、三重県も5名の先ほど委員会があつて、その中でさまざまな協議をしていただいている、弁護士さんだったり、実際に犯罪被害者等に該当する

方が含まれているというようなお話もあったんですが、私は議論の場に上げて行って市民の皆さんに広く周知するという意味ではインパクトがあるのかなというふうに考えているところです。これはあくまで主観で、委員会全体の意見に当たるかどうかわからないんですけども、そんな中で、ちょっと今疑問に思ったのが、これって市民文化部だけで議論していく格好になるのか、横断的にやっていかなきゃいけないのか。もし、議員提案だと私も流れがよくわかるんですが、これを四日市市の提案で条例化していこうというような手続を踏もうとしたときに、どういった流れになっていくのか。議員提案条例でやったほうがはるかに早くていいんだよという話になっていくのか、そのあたりをちょっと教えていただけるとありがたいなと思うんですが。

○ 山下市民文化部長

まず、これは私どもの職場の中で、もしこういった条例の骨子をつくって、それを二役調整といいますか、副市長の調整と市長の調整を経て、こういう方針でつくっていこうという方針が出れば、それを議会のほうで協議会にさせていただいて、協議会のほうで私どもとしてはこういった考え方で条例をつくっていきたいんですという話をさせていただいて、協議会で意見をいただいた中で、それで修正をした中で原案をつくらせていただいて、それをパブコメにかけると、こんな形の大筋の内容かなと。その間に、二役の前に、もしかすると先ほどおっしゃっていただきました各部の連携がございまして、二役に一旦そういう報告をして各部の連携をして、その次に二役をしてもう一回と、こういう形になるかもわかりませんが、一応そういった流れになるかなというふうに思っています。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

中川委員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員

必ずしも条例を必要としない場合もあると先ほど部長が言われて、僕は条例の重要性とか、これはなぜ条例化しなきゃいけないかというところ——やっぱり単に見舞金を給付するだけであれば要綱でも済むかもしれないんですけど——先ほど言ったように、これは総合的に取り組んでいかなきゃならないというのが一つですよね。部局も先ほど言われたよ

うに横断するという可能性もありますし、一つの課だけで完結しないということもありますし、それから、熱い理解のある担当者が例えば総合窓口におられて、犯罪被害者支援が本当にうまくいっているときはいいんですけど、例えば人事異動があつて、全く慣れていないとか意識の薄い職員がした途端に犯罪被害者支援のレベルが保てないということもあるので、継続性を担保する、また、要は、部局、庁内、横断的に対応していくということをやっぱり継続的に行うためには、条例化をしてきっちりと市民の方にお約束をすると、市民の方もこういう条例が四日市にあるということというのをやっぱりわかっていただくということにおいては、条例化をしていくというのがトレンドじゃないかなと思います。だから、条例をしなくてもいいという考えは、ちょっと僕は、先ほどの一番冒頭の基本法の趣旨や理念からいくとちょっと離れた考え方かなと思いますので、それはぜひ条例化を目指すべきやというふうに思います。その目指し方はいろいろあるかもしれないですけど、というふうに思いますので、部長、もう一回その辺の部分が。

○ 山下市民文化部長

私どもが何で三重県の条例、条例と言うかということ、実は、客引き防止条例をつくったときに、三重県条例があつて、それで市の条例をつくったんですが、ダブった部分というのは、やっぱりダブってつくるのはよろしくないということで、巻きかえて市の条例をつくりかえたことがございます。そういうことがございましたので、やっぱりつくって、相当それで時間がかかりましたので、そういうこっちから条例をつくって行って、ある程度オーソライズして、それを三重県に持っていったら、この部分はだめよと言われて没に。それをやったものですから、少しダブる部分というのを先に三重県を見て、ダブらない部分でつくるということに徹するという方向になるのかなということもちょっと見きわめたいなと思いましたので、それは、つくれるというのであれば別に独自でつくって行って、三重県が別に問題ないよということで、あれは規制条例だったのでそういうことやったかわかりませんが、そこら辺もちょっとあつたものですから、私のほうですぐ三重県とは別でつくっていきますという話をしなかったというのが本当のところでございます、その辺というのも、もう少し法務部局ともつくり方については議論、もう少し協議をしていきたいというふうに思っています。

○ 樋口龍馬委員長

よろしいですか、ほか。

中川委員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員

ぜひ、罰則を与えるような条例ではないので、やっぱりどれだけセーフティーネットを引くか、しかも、市が持っている一番身近な市としての責務という部分は大きく県とは違う部分がありますので——確かに重なる部分の調整は必要だとは思いますが、その辺の調整は十分していかなきゃいけないというのは思うんですけど——具体的に検討していくということはできると思いますし、今から検討するような感じで、最後、今後の取り組みの方針というのは書かれていましたけど、この間も明石市に行ったら、何年も前に四日市市からは視察で来られていますということでおっしゃってしまして、調査研究は大分、私が一番最初に一般質問させていただいてからでも相当な年月が経っていますし、その中においても、さまざまな先進事例が出てきていて、その当時はまだ県で条例が一つもないというところがたくさんありましたけど、今は大分少なくなってきましたので、年々これは減っていくでしょうから。

三重県は——本当に唯一ではないですけど——まだ県も市もどこも条例がなく、何の支援策という、特に経済的な支援も何もメニューを持っていないという県の一つであるということは認識をしなきゃいけないですし、三重県も、初めて被害者の方からの生の声を聞いて県条例も動き出したみたいな話になっていますけど、やっぱり三重県の実際に動いているみえ犯罪被害者総合支援センターはこういう事例をたくさん扱ってきたわけですし、この団体も公益法人ではありますが、市からも補助金を入れていますし、県からも入れていますから、当然どのような事案を扱っているか、どのような声が寄せられているかというのは聞けば全部わかる話なので、既に動き自体が、三重県の動き自体が腰が重いというか遅過ぎるということを認識した上でやっぱり私たちは取り組んでいかなきゃいけないですし、三重県よりも身近で市民と接する自治体であるということを知れば、すぐに着手しても遅くないのかなというふうに思います。

例えば産業生活常任委員会で、もっとどのようなものが当事者の声として上げられたりとか、現場の、例えば犯罪被害者と向き合って支援をされている総合支援センターがどのような考えであったりとか、どういうところに課題を感じておられるとか、自治体に対してどういうことを求められているのかということを知りたがる機会もあっても

いいのではないかなというふうに思っただけ。この間も明石市に伺ったときに、三重県でも仲先生がおられるんじゃないのかと向こうから言われたぐらいで、犯罪被害者支援センターの副理事長で鈴鹿大学の仲律子教授は、三重県の中でも、四日市の中でも、多分連携をされている部分があるので、私は、そういう先生からも参考人制度を使って委員会として意見を聴取するということがあってもいいんじゃないかなって。どういふようなことが三重県でニーズとしてあって、自治体として、四日市としてやっていかなければならない責任があるのかということも示唆いただく機会というのはいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ委員長、副委員長で検討いただければなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

また後ほど、引き続き犯罪被害者支援についてを所管事務調査として取り扱っていくかどうかということについては問いを投げさせていただきたいとは思っておりましたが、今、中川委員のほうから引き続きの調査の提案がございました。またその中では、参考人制度の活用についても提案があったところがございます。参考人制度については、委員会の合意があればすぐに議決を持たずに実施できる制度でございますので、後ほど皆様にご確認をさせていただき、委員会の皆様の合意があれば——日程調整等も入ってきますので、確実に実施ができるというふうにお約束ができるものではないということをご理解をいただきたいと思っておりますけれども——その点を検討していきたいというふうに考えるところであります。

まずは、本件につきまして、その他の質疑を集めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。中川委員以外にもしおみえになったら先に集めたいと思っております。

豊田祥司委員、いかがですか。

○ 豊田祥司委員

明石市の視察をさせてもらって、裁判のときの家族の状況に応じて介護であったり保育であったり、そういうサービスもあつたりというところで、本当に寄り添ったサービスが必要だなというの痛感しましたし、もし、お金だけではなくて、そういう福祉のサービスもいろいろと必要ならば、制度の中で使えるような仕組みというのはやっぱり必要んじゃないかなということと、数としてはそんなに年間通して大きな数になってこないの、福祉の一環としてそういう制度があつて、また、条例をつくっていくという話も、やっぱ

り必要な市民のための制度になっていくんじゃないかなというのは、視察と今の話と含めて感じたところであります。

○ 樋口龍馬委員長

意見ですね。

他に質疑はございますでしょうか。

○ 小林博次委員

市のほうが条例づくりをしていそうな雰囲気です。答弁を聞かせてもらったんですけど、犯罪被害者を救っていくというのと、精神的な問題とか、それから福祉サービスの問題とか、多岐にわたると思うよね、内容が。そうすると、市民文化部だけでつくるとするのは難しいと思うんやね。議会でも我々だけでつくると若干問題が出るかなというふうに思うんやけど、そのあたりはどんなふうになっているの。政策推進部も入れて対応するのか。

○ 山下市民文化部長

委員おっしゃっていただいたように、先ほど申し上げましたけど、見舞金とか給付というようなことを予算措置でやるということであれば、それはもう、うちの部でもできないことはないんだろうなというふうに思いますが、先ほどおっしゃっていただいた全市的ないろんな健康福祉部やら、いろんな市営住宅の関係とかいろいろ出てくると、その辺になりますと、やっぱり条例をつくらうと思っても、まずそこで庁内調整会議でどこまでできるのか——冊子に載っているやつをどこまでそれに当てはめるのかということなんだと思うんですが——その辺は当然条例をつくることになれば、全庁的な組織をつくって庁内会議をつくってやらないと多分、私どもだけでは難しい。ただ、私どもが窓口になってやるということになると思います。

○ 樋口龍馬委員長

よろしかったですか。

他にないようでしたら、中川委員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員

ちょっと確認なんですけど、先ほども経済的支援の中で、大きく挙げても見舞金と立てかえ金制度というのがありますよね。これは一定理解はするんですけど、市民にとってはなかなか見舞金と立てかえ金がどう違うのかって、この間の明石市に行ったときは、見舞金と立てかえ金だけではなくて、経済的支援の中には裁判出席旅費の費用の補助であったりとか、再提訴とって、10年たったら時効になるので、その時効を延長するためには提訴しなきゃいけないんですね。提訴をするのに1億円ぐらいの損害賠償の場合は30万円ぐらいの費用がかかると、ここに対しても経済的支援をしましょうというメニューがあったりとか、真相究明支援とって、何かいろいろ未解決の事件のチラシの作成費用とかというのを一部支援したりとか、経済的支援もいろいろメニューとしてはふえていっているので、特に見舞金と立てかえ金制度の違い等を少し確認しておいたほうがいいのかなと思ひまして、その辺だけちょっと答弁を。

○ 中根市民協働安全課参事兼課長

見舞金というのは、本当にお見舞いというところで、差し上げるというか、支給をさせていただくということで理解をしています。立てかえ金というのは、損害賠償請求をして、相手が支払いに応じない場合に債務名義を、求償権を移管するというか、本人さんがもらうかわりに市が被害者の方に立てかえて、被害者に対して市が請求をするということになってきますので、これは、現実的には求償をするといっても、なかなか向こうの資力という問題がありますので、立てかえでありながらも未収金が発生するような現状ありきの立てかえ金という制度になってくると理解をしております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

中川委員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員

見舞金というのは給付するだけで完結するんですけど、立てかえ金というのは、一定求償権を譲渡していただいて、要は債権管理を市がしていかなきゃいけないということですよ。時効等、どこかで不納欠損せざるを得ないということもありますけど、少し種類が違う経済支援制度だということだけで、ここを自治体によっては見舞金を選択されている

ところもありますし、見舞金も立てかえ金もやられている自治体もあるというところで、少し経済的支援といっても分かれる部分があるのかなというふうに思うので、当然、じゃ、債権管理をどこがするかというところもやっぱり問題になってきますので、明石市は担当部局が債権管理もやっておられますしというところが少し違うのかなというふうに思いますので。

あと、明石市は、任期つき職員さん、弁護士資格のある職員さんを多く有しておられて、任期つき職員さんがしっかりと市民に有効なような働きをされているというところが特筆すべきところかなって。本市にも弁護士資格のある任期つき職員さんはおられますけれども、どっちかというところのコンプライアンスとか内部の法律的相談というところに活用されていて、なかなか市民の有効利用というところが本市の任期つき職員さんの課題なのかな。また、1名体制でいいのかなというところも含めて、やっぱりその辺の課題もあるのかな、これは条例とは関係ないかもしれないですけど。

という部分がありましたし、ほかにも、先ほど言った経済的支援においても、ほかのメニューというのもやっぱり——僕はどちらかといったら見舞金と立てかえ金、重きは見舞金のところしか目は向いていなかったんですけど——やっぱりどんどん進化をされていて、驚いたのが、さっき言ったような再提訴等の支援とかというのがどんどんバージョンアップされている。条例をつくってそれで終わりではなくて、その条例からどんどんバージョンアップされているというところもやっぱり十分特筆すべきところであるなというのを認識しています。だから、条例をつくって完結ではなくて、その声とか実情に応じて、条例も一過性のものであったりとか、全然つくったまま変わらないじゃなくて、そのつど時代に応じて適用されてバージョンアップされているというところがやっぱり見習うべき点というところだけ申し添えたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

意見として扱わせていただきます。

他にご質問はございますか。

副委員長、よろしい。

○ 平野貴之副委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員長

では、本件質疑についてはこの程度にとどめさせていただきたいと思います。

先ほど中川委員のほうから犯罪被害者支援について今後も取り扱っていききたいというようなご提案をいただきました。それに当たっては、可能であれば参考人の制度も活用したいという旨のご提案でありましたが、委員の皆様のご意見も集めていききたいと思いますが、まず、切り分けていきます。今後も継続して所管事務調査において犯罪被害者についての取り扱いを行うことにご異議がございます方はおみえになりますでしょうか。

異議なしと認めてよろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

異議なしと認め、今後も継続して取り扱ってまいりたいというふうに整理させていただきます。

それに当たって、参考人制度の活用についてというご提案もあわせていただいております。参考人制度の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

参考人の制度を活用するためにどういう経路が必要だということを委員会の場で確認しておかないといけないじゃないですか。

西口さん、お願いします。

○ 西口議事課長補佐兼調査法制係長

委員会条例のほうに規定のほうがございますして、第27条、委員会が参考人の出席を求めるには議長を経なければならない。第2項、前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を通知しなければならないというふうなことが定められております。委員会の中でお決めいただきまして、具体的には

議長を通じて参考人のほうに通知をさせていただくというような形になります。

○ 樋口龍馬委員長

そういった手順で参考人を招致することが可能であります。先ほどご提案のあった仲先生を含めた参考人を招致していくという方向について、皆様に確認をさせていただきたいと思います。

本件につきまして、質疑等がございます方はおみえになりますでしょうか。

日置委員、どうぞ。

○ 日置記平委員

仲先生、わからないから尋ねる。

○ 樋口龍馬委員長

では、仲先生についてご提案をいただいております中川委員よりご説明、補足を願います。

○ 中川雅晶委員

仲先生は鈴鹿大学の教授です。たしか臨床心理士の資格を持っておられて、みえ犯罪被害者総合支援センターの副理事長もされていて、実際に犯罪被害者の支援に携わっておられます。被害者支援団体ともお付き合いというか、面識のあられる方で、三重県の犯罪被害者支援の現状については、多分三重県でたくさん、学術的にも現場からもかなり見識のある方だというふうに思いますし、この間、明石市に伺ったときも、明石市の担当者でしたか市長でしたか、どっちか、担当者の弁護士の方からも仲先生の名前が出るほどの方だということで、ぜひ参考人としてお話を伺うには適している方であるというふうに私は思っております。

○ 樋口龍馬委員長

日置委員、よろしいですか。

○ 日置記平委員

この問題は経済という話がメインであったけれども、私は今、中川委員の言われる臨床心理士、やっぱりメンタル的なものがすごく大きいと思うんですよ。だから、物量的に物なのか心なのかといったら、やっぱり優先は心だと思うね。だから、そういう面では非常にいいかなというふうに——お聞きしないとわからないけど——いいかなというふうに思います。それが一番、あとは、物質面はどうしていくかということでしょうかね。

○ 樋口龍馬委員長

では、賛成の意見表明ということでよろしかったですか。

他にご意見等はございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、参考人招致を活用していくことについて、ご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

異議なしと認めます。

参考人招致についても模索をして、可能な範囲で招致をしていきたいというふうに考えます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、本件につきましてはこの程度といたします。理事者の皆さん、お疲れさまでした。

1時間15分経過しております。この後の日程なんですけれども、6月定例会議会報告会の市民意見のまとめ、それから、次回シティ・ミーティングのテーマでございますけれども、一度休憩をとりますか。

日置委員、どうぞ。

○ 日置記平委員

時間がかかるようなことではないような気がするんですが、次のことを考えるとそのまま行っていただきたいなと思うんですけど、どうでしょう。

○ 樋口龍馬委員長

今、会議続行の意見を頂戴しました。ご異議がなければそのまま進めてまいりたいと思います。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ご異議なしと認めます。会議を継続いたします。

6月定例会議会報告会市民意見のまとめについてであります。

議会報告会で出された市民意見をまとめたものを資料としてタブレットに送信をさせていただいております。議会報告会にて出された9件の市民意見について、正副委員長ではこのような整理をさせていただいております。皆様、資料のほうはよろしいでしょうか。

1番から9番の全てにつきまして、その他の意見として整理をさせていただいております。

なお、7番、9番については、都市・環境常任委員会に意見を伝えるものとして整理をさせていただいたところです。

この整理でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのように整理をさせていただきます。この内容で議会運営委員会のほうに報告をさせていただきますので、ご了解ください。

3番項、8月定例会議会報告会、シティ・ミーティングのテーマについてでありま

す。

○ 小林博次委員

その前に、シティ・ミーティングそのものについては、意見は求めやんの。意見があるんやけど。

○ 樋口龍馬委員長

もちろん何うことにあれはないんですけども。

じゃ、こちらで。前回のシティ・ミーティングについてとか、全般的なお話、どちらになりますか。

○ 小林博次委員

全般的というか、ちょこっとな。

○ 樋口龍馬委員長

では、小林委員、どうぞ。

○ 小林博次委員

会場とグループ分けをしてやったけど、狭すぎて、ああいうのは余りよくないなというふうを感じるわけな。だから、ああいうやり方をするならもうちょっと広いところか、あるいは、部屋を別に探すかという工夫が要るかなという気持ちがあるのね。これは、テーマもみんなの課題ではあったけど、余り関心のない課題。だから、一番やりにくい課題を選んだということも含めて、やっぱり今後やるときは、やっぱりああいうやり方をするときはもうちょっと部屋を考える。というのは、我々のテーブルのところに学生の方がおみえになったけど、後ろの席になってしまったんやな。議員が熱心にやるから、その人、顔をしかめておるわけや。しゃべりたいとか何かやりたいけどしゃべれへんわけやな。だから、やっぱりそれは配慮してやらんと、我々というよりは、むしろ市民の意見を聞くというそういう雰囲気の設定やったと思うので、だから、その辺が少し配慮が少なかったかなと、こういう反省点があるので、今後やるときに、どういうやり方をしてもええんやけど、ああいうやり方の場合はもうちょっと工夫がいるということ。

○ 樋口龍馬委員長

会場のサイズについてということでご意見をいただきました。

会場選定についての部分もありますよね。

日置委員、どうぞ。

○ 日置記平委員

小林委員のようなそういう意見もありますよね。やっぱり委員長、副委員長の強い思いもあるでしょうから、一遍お二方で案を、この人たちはこんなふうなものを持っているんだけど、この間のやつの経験を踏まえて、少し小林委員の意見も踏まえてちょっとつくってもらったら。それで相談するというのも一つですね。

○ 樋口龍馬委員長

テーマの腹案を示せということでよろしいですね。

○ 日置記平委員

そうそうそう。

○ 豊田政典委員

この前もそうですし、去年の教育民生常任委員会でやったときもそうなんですけど、部屋の話としては、隣のテーブルの声が聞こえて、こっちのが聞こえにくいというのがあるので、そこは何か工夫できないかなというところをお願いしておきたいなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

会場の押さえ方、例えば調理室なんか、必ずありますよね。そういうふうに部屋分けをしていくということが可能なのかどうかというのは、もし、今事務局が押さえている情報があれば教えてほしいんですけども。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

ただ、時間的になかなかあれなところも、会場については本日決定させていただくという運びになっていますので、会場が決まりましたら、その会場のほかの会議室であったり図書室であったり調理室であったりというところを、もしかしたら今回のように多かった場合、使用することがあるかもしれないということで仮押さえができるのかできないのか。あの時間に図書室に行かれる方ってまずないかと思いますので、ちょっと。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

案は、四郷地区市民センターを考えているところでございますが、竹野委員、どうぞ。

○ 竹野兼主委員

要するに、このグループ方式をまた次もやるという方向で、今、話、聞いておっいていいかな。小林委員の話のところでは、部屋を分けるというのも一つの形やけど、ああいうグループ方式のやり方はどうなんやというのを多分……。

○ 小林博次委員

いやいや、それは言ってない。どんなやり方でもいいけど、やり方は。

○ 竹野兼主委員

そうすると、次の8月定例会議会も同じように、例えばシティ・ミーティングのテーマについて、ああいうやり方をするというのだけ確認というか、教えて。

○ 樋口龍馬委員長

まだ3番に突入していないもので、まずちょっと意見の整理として、3番に入る前にシティ・ミーティングについてのご意見を承って、まだ3番については踏み込んでいないという形になっていますので。ただ、シティ・ミーティングの運び方については、毎回、正副委員長の腹案を示せという日置委員からのご意見もいただいたところ。また、会場の押さえ方について、地区市民センター等を選定した場合には、他会場を押さえることが可能

であるかどうかということは今事務局に確認したところでとどまっておりますので、他にシティ・ミーティング全体についてご意見等はございますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、一度その他の部分を閉めさせていただいて、3番の8月定例会議会報告会、シティ・ミーティングテーマについてというところに移りたいと思います。

まずは腹案を示せということでございました。会場については、四郷地区市民センターの2階大会議室というところを現在仮押さえしているところでございます。その中で、四郷地区でしばらく産業生活常任委員会が扱ってきた内容等々を見ていきますと、かれこれ7年近く多文化共生について扱いをしていないというのが見えてまいりましたので、正副委員長といたしましては——どういったテーマで出していくかというのは皆さんにご確認させていただきたいところですが——多文化共生について議論をしてみるのはいかがであろうかというふうに考えているところでありますというのが我々のほうの腹案でございます。

会議の進行の仕方については、また後ほど議論させていただきたいと思いますが、テーマの設定について、いかがでしょうか、他の提案があれば。

○ 日置記平委員

異議なし。

○ 樋口龍馬委員長

いかがです、豊田政典委員。

○ 豊田政典委員

なし。

○ 樋口龍馬委員長

該当地区でいらっしゃるので、その課題が全く住民ニーズとずれていても仕方がないと

ころですので。

では、多文化共生というところで大枠を定めさせていただきたいと思います。

会議の進め方ですが、前回のようなワークショップの形はぜひ継続させていただきたいなというふうに正副委員長では考えております。ただし、進行の仕方というところは、小林委員が言われたように配慮も必要になろうかと思ひますし、場合によってはつい立てを準備するなり部屋を分けるなり、より広い会場で遠くの箇所でできるようにということも検討が必要なのではないかと、ご意見もいただいておりますし、委員長としても同様に考えるところでありますので、先ほど四郷地区市民センターについてはご了解いただいたというふうに理解しておりますので、四郷地区市民センターの図書室であったり調理室であったりということにも目を向けて、会場が場合によっては拡張ができないかということも検討してまいりたいというふうに思ひますが、よろしゅうございませうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのようにさせていただきたいと思ひます。

シティ・ミーティングのテーマなんですが、ただ単に多文化共生と書いても、なかなか市民の皆様の興味、関心を引いていくことも難しいところがありますが、何かキャッチーな。

豊田政典委員、どうぞ。

豊田政典委員が委員長をされていたときのテーマは、8358人の外国人市民とどう暮らすかという……。

○ 豊田政典委員

四郷地区でやりますけど、四郷だけの話じゃあかんような気もするし、オール四日市で考えなあかんような気もするし。これやと笹川団地の話をしていますよね、これ。いいのかなという思ひはありますけどね。集まる人は四郷の人が多いかもしれないですけど、どうなんでしょう。

○ 樋口龍馬委員長

全市的に、ブラジルの方だけじゃなくて、中国人の方も韓国人の方もふえてきている現状がありますので、ベトナム、ネパール、多いですね、最近ふえてきていますが、さまざまな人種にアプローチをかけながら、もちろん四日市全市対応のシティ・ミーティングに仕上げていきたいという思いはありますので。

○ 豊田政典委員

正副委員長の提案の意図がいま一つわかりませんが、笹川には集中的に課題は確かにあるかもしれない。その中でも教育問題が一番大きいとされているんですよ、住民の中ではね。それでいいのか、それとも全市的にいろんな国からの外国人がいて、分散していたりして、そこにスポットを当てるのか、切り口は幾つかあると思うんですけどね、どうなんですかね。

○ 竹野兼主委員

多文化共生全体の話だけでええのと違うの。

○ 樋口龍馬委員長

小林委員、どうぞ。

○ 小林博次委員

全市的に手を広げてしまうと、今、日本に一番ようけ入っておるのが中国人で、全体で150万人、朝鮮人が60万人ぐらいやから、問題としてはうんと大きいんですけど、笹川は日系ブラジル人、ペルー人なんかもおるやろうと思うんですけど、だから、笹川に住んでいるそういう外国人で、実際に日本人が逃げ出さなあかんというそんな状態があるわけやない。だから、そんな問題をどうやって解消するのと。だから、そこに住んでいる人がお互い仲よく共生、生きていくためにどうしたらいいのというのが課題になると思うんですけど。豊田委員長のとときに問題提起してもらったその方向でええと思うけど、ただ、歯に衣を着せてきれいごとで話をしてきたから、例えば中学校を出て働くところがないけど、高等学校も行けやん、そういう子供たち、どうするのと。脱線するまで待っておるのという、そんな現実的な課題があるわけですか。だから、そういうような問題を少し——余りたくさん触る時間はないと思うけど——少し触って、一番ネックは日本語がしゃべれやん、そ

のあたりで日本文化を彼らには理解してもらい、我々もその上で相手の文化を理解する、こういうような仕組みをきちっとつくらんと。日本文化を理解せんと、あの人たちの文化だけ理解せいと言われても通じ合わん、もう逃げ出すしかないんやわ、日本人が。金のある人だけな。だから、これが自治会長が我々に訴えた中身やったから。

○ 豊田政典委員

もし笹川にスポットを当ててもらうのであれば、幾つか視点があると思います。自治会や日本人住民の側から考えている課題もあれば、学校の先生とか教室の課題もある、それから、外国人の困っている部分もあると思うんですよ。その辺を一度整理していただいて、ちょっとイレギュラーになるかわからんですけど、ぜひこの人は来てほしいと、いろいろ声をかけるのも一つかもわからん。外国人を呼ぶとしたらですよ。その辺はどこにスポットを当てるかによるんですけど。ちなみに、笹川連合自治会長会議というのが毎月あって、この日、重なっているんです、図書館で。大概、自治会長、午後9時ぐらいまでやっていますわ、これ。

○ 樋口龍馬委員長

日置委員、どうぞ。

○ 日置記平委員

ここだけ意見を聞くとみんなさまざまやで、僕はじめから言っておるんやけど、効果的な、そういうものを踏まえてつくって。

○ 樋口龍馬委員長

テーマについてはちょっと正副委員長に——名称は、枠はお示しさせていただきましたので、そのような形で——フレームはまた改めて組ませていただき、我々のほうでもう少し詳細な部分を。進行の大きなイメージとしては、前回、マイナンバーについて副委員長がまとめていただいたように、またちょっとご苦労いただいて、四日市の多文化共生の現状を少し説明していただくような、市がどういうふうに捉えているかという考え方等についてプレゼンをしていただいて、その後に議論に入っていく。先ほど言われたスポット的な部分というのと全市的な部分と、もしかするとこっちも話したかったのにという方がお

みえになるかもしれないので、そういう場合は分散会をつくってもいいのかなど。このグループはこっちについて話しましょう、このグループはブラジル人、笹川集住について話しましょうというふうに分けるといふことも視野には入れながら一度組ませていただきたいと思います。

本件につきまして、他にご意見、ご質疑等はございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしと認めます。

では、最後に、ナイター競輪視察の確認をさせていただきたいと思います。

8月16日の17時30分より、委員さん各自で現地に集合をお願いいたします。参加者でございますが、小林委員、日置委員、中川委員、豊田祥司委員、豊田政典委員、いかがいたしましょう。

○ 豊田政典委員

行かない。だめです。

○ 樋口龍馬委員長

だめなんですね。

豊田政典委員と小川政人委員については、出席がかなわないというふうに聞いております。平野副委員長、そして、私、樋口ということでございます。竹野議長につきましても、参加はかなわないというふうに確認がとれておりますので、6名で参加をさせていただきたいと思います。

時間のほうは、もう一度申し上げます。8月16日木曜日、17時30分からで、現地に皆様ご参集をいただきたいというところでございます。

その他ございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、本日の会議を以上で終了したいと思います。お疲れさまでございました。

11 : 33 閉議